

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)
見直しについての検討ポイント(JBIC・NEXI第3回会合分)へのコメント

JBIC/NEXIの現時点でのコメントは以下の通りです。

1. 地球環境に貢献するプロジェクト支援

「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的理由、更には具体的な組み合わせのイメージ如何？

- (1) 両方とも地球環境保全への貢献というコンセプトには変わりはなく、JBIC/NEXI ともに両方に取り組んでおります。また、現在地球環境保全そのものに世の中の関心が集まっていることも論を待ちません。
- (2) また、現行の JBIC 環境ガイドラインの前文においても、個別案件への適切な環境社会配慮の促進とともに、地球環境保全に貢献する案件への積極的な支援を表明しています。
- (3) かかる中、個別案件の環境社会配慮確認のみならず、当該案件そのものが、省エネ、CDM 候補等地球環境保全的要素を有する場合は、同時にそれを積極的に把握、公表せんというのが JBIC 案です。具体的には、両コンセプトの質的相違を考慮に入れ、上記地球環境保全的要素については、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮に必要な要件とは切り離し、例えば、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で、申告頂いては如何かと考えております。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチにおいては、プロジェクト等の環境への負の影響や環境リスクの回避及び緩和が主眼であるため、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援に係わるコンセプトの記載はありません。
- (2) しかしながら、上記の考えをうまく実現することによって、日本としての地球環境保全への包括的な取組を対外的にもアピールしていくことに繋がると考えております。

2. 採取産業における歳入の透明性

コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 必要性は一義的にはありませんが、個別の必要性を確認する場合もあり得ると思います。
- (2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。
- (3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。

3. 国際的基準の取扱いの明確化

コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 現行ガイドラインの表現振りが運用実態を必ずしも十分に反映していないと判断

される場合あるいは明確化等の改訂により顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC/NEXI として、当該ガイドライン規定箇所の文言を改訂すべきだと考えます。

世銀OP及びIFCパフォーマンススタンダードなど国際基準の“ベンチマークとして参照”のJBIC/NEXIにおける運用状況如何？

- (1) JBIC/NEXI としては、対象となるプロジェクトの参照すべき国際的基準の充足の有無を確認していますが、これはコモンアプローチの考え方にも則したものです。
- (2) 対象となるプロジェクトの環境社会配慮に国際的基準との大きな乖離が存在すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することになります。

4. 参照すべき国際的基準の明確化

コモンアプローチとの関係において現行の JBIC/NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント3 に同じ)

- (1) 現行ガイドラインの表現振りが運用実態を必ずしも十分に反映していないと判断される場合あるいは明確化等の改訂により顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC/NEXI として、当該ガイドライン規定箇所の文言を改訂すべきだと考えます。

世銀OP及びIFCパフォーマンススタンダードについての JBIC/NEXI における参照状況如何？

- (1) 国際的基準を参照する場合、一義的には、世銀セーフガードポリシーを用いています。但し、プロジェクトファイナンス案件については、IFC パフォーマンススタンダードを参照することを原則としています。

5. 環境社会配慮確認対象案件の明確化

JBIC/NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいか？

- (1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。
- (2) 上記(1)のコンセプトを踏まえ、より平明かつ漏れのない形での明確化が望ましいものと考えます。

6. 人権状況の把握

当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC/NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 人権の概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐にわたります。
- (2) 「当該国における全般的な自由権、社会権」は前者にあたり、外交上あるいは政策上の対応として国レベルで対処すべき人権であると考えております。
- (3) 従って、日本企業の海外ビジネス支援を目的とするバイの公的与信機関たる、JBIC/NEXI のガイドラインで上記「全般的な自由権、社会権」そのものを環境社会配慮の確認対象とするのは無理があると考えます。
- (4) もっとも、例えば、プロジェクト実施者等による自由権、社会権の具体的侵害が客

観的に存在する状況等、個々のプロジェクトレベルで具体的に対応でき且つ JBIC / NEXI としても判断基準がより明確なものである場合は、人権の側面も確認しております。

プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 個々のプロジェクトにおいて当該国また当該プロジェクト固有の事情から、確認を行う場合は有り得ます。但し、実効性については、当該プロジェクト実施者または JBIC / NEXI として、働きかけの限界があるものと考えます。
- (2) 実効性については、例えば、警察権行使などの当該国内政に属する事項、また、当該プロジェクト実施者以外の第三者の活動に属する事項、等については、当該プロジェクト実施者等また JBIC / NEXI の働きかけには限界があります。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチには人権に関する固有の記載はなく、適用すべき国際基準に記載された全ての関連する環境社会影響を考慮する内容となっており、具体例の一つとして、世銀セーフガードポリシー等に記載された住民移転、先住民族が該当します。今回調査を行った他 ECA においても、世銀セーフガードポリシーやコモンアプローチの内容を参照しており、全般的な人権を対象としている事例は確認されていません。

7. 社会配慮基準に関する態度

コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 2 に同じ)

- (1) 必要性は一義的にはありませんが、個別の必要性を確認する場合もあり得ると思います。また、個々のプロジェクトにおいて、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。
- (2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。
- (3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。

8. 発展途上国以外で実施されるプロジェクト

条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？

- (1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。
- (2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) 今回調査を行った他 ECA においても、明示はされていませんが、上記 (1) のコンセプトを以って作成また必要に応じ改訂がなされています。

9. カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容

条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 8 に同じ)

- (1) 全ての関係者の方が平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。
- (2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) 今回調査を行った他 ECA においても、明示はされていませんが、上記 (1) のコンセプトを以って作成また必要に応じて改訂がなされています。

10. スクリーニング終了後の情報公開の内容

情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

- (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、当該国国民に公開する責任を有します。
- (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。
- (3) 上記(1)(2)の何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきであることは論を待ちません。

JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的如何？

- (1) 当該文書、情報等が、世銀、IFC 等の他 ECA も共有する国際的基準において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開せしめる実効性はあると考えております。
- (2) 他方、国際的基準での公開規定の存しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあるものと考えております。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきと思われる。

上記論点 に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？ また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？

- (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 10 (2)の通りです。
- (2) 借入人等 / 輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。

JBIC / NEXI ガイドラインに規定する“環境社会配慮に関する主要な文書”の具体的内容如何？

- (1) 現行ガイドラインにおいて明示する“環境社会配慮に関する主要な文書”は、環境影響評価報告書 (EIA 報告書) であり、等として当該 EIA 報告書の承認文書と考

えております。

- (2) 但し、“環境社会配慮に関する主要な文書”の範囲は各国環境法令により多様であり、例えば、環境管理計画（EMP）、住民移転計画（RAP）また先住民族への配慮に関する計画等を含有するものもあり、この場合にはこれらも“環境社会配慮に関する主要な文書”の一部として取扱っております。

1 1 . スクリーニング終了後の情報公開の方法

情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

（検討ポイント 10 に同じ）

- (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、当該国国民に公開する責任を有します。
- (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。
- (3) 上記(1)(2)の何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきであることは論を待ちません。。

他 ECA の対応状況如何？

- (1) コモンアプローチでは、カテゴリ A について EIA を公開することを規定していますが、公開方法についての具体的な規定はありません。
- (2) 今回調査を行った他 ECA においては、コモンアプローチに則した情報公開を行っておりますが、具体的な手法としては、要望により文書として開示している場合、Web 上で公開先にリンクを貼っている場合等、様々です。

1 2 . 融資（保険）契約締結後の情報公開の内容

情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

（検討ポイント 10 に同じ）

- (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、当該国国民に公開する責任を有します。
- (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。
- (3) 上記(1)(2)の何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきであることは論を待ちません。

JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？

（検討ポイント 10 に同じ）

- (1) 当該文書、情報等が、世銀、IFC 等の他 ECA も共有する国際的基準において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開せしめる実効性はあると考えます。
- (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一

定の限界はあると考えます。また、JBIC/NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。

上記論点 に関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？
(検討ポイント 10 に同じ)

- (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 10 (2)の通りです。
- (2) 借入人等/輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由のある場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。

他 ECA の対応状況如何？

- (1) 今回調査を行った他の ECA においては、コモンアプローチの規定に則して、少なくとも年一回の頻度で、支援を決定したカテゴリ A、B の情報公開を行っています。
- (2) 上記(1)の情報公開の内容は、当該期間におけるプロジェクト概要、カテゴリ分類、主要な環境社会影響因子などの項目に関し、簡単に要点をまとめたものです。

13. モニタリングに係る情報公開

情報公開の責任について、事業者、JBIC/NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

(検討ポイント 10 に同じ)

- (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、当該国国民に公開する責任を有します。
- (2) JBIC/NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。
- (3) 上記(1)(2)の何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきであることは論を待ちません。

JBIC/NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 10 に同じ)

- (1) 当該文書、情報等が、世銀、IFC 等の他 ECA も共有する国際的基準において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開せしめる実効性はあると考えます。
- (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあると考えます。また、JBIC/NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。

上記検討ポイント に関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？

(検討ポイント 10 に同じ)

- (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 10 (2)の通りです。
- (2) 借入人等/輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の充分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われます。

他 ECA の対応状況如何？

- (1) コモンアプローチは、モニタリングに関して、ECA による公開は規定していませんが、ECA が事業者に公開を促す旨の規定を 2007 年 6 月の改訂で追加しています。この内容は、JBIC/NEXI ガイドラインでは既に規定されています。
- (2) 今回調査を行った他 ECA ガイドラインにおいても、ECA 自身による公開についての規定は確認されず、モニタリング結果を自ら一般に公開を行っている ECA は現時点ではないと理解しています。

14 . ステークホルダーからの意見への対応

ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC/NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

- (1) 事業者は、ステークホルダーからの情報・意見への説明責任を一義的に有する立場にあります。
- (2) JBIC/NEXI は、ステークホルダーからの情報・意見への説明責任を果たすよう、事業者に促す立場にあります。
- (3) また、JBIC/NEXI は、ステークホルダーからの情報・意見の内容を事業者に確認し、望ましくない環境影響を及ぼすと認められる場合には、適切な配慮がなされるよう事業者働きかけ、また、場合によっては融資承諾/保険内諾を行わない等の対応を行う場合もあり得ます。

15 . 環境社会配慮審査会の設置

F/S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関(世銀グループ等)に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC/NEXI の如き ECA の環境社会配慮における役割の違い如何？

- (1) JBIC/NEXI ガイドラインは、環境社会配慮の主体は事業者であり、JBIC/NEXI は事業者による環境社会配慮を確認する立場と規定しています。
- (2) 他方、世銀グループ等は開発援助を主たる役割とし、F/S 段階から関与し、自ら環境社会配慮を実施する立場にあります。
- (3) 上記(1)(2)でいう実施主体とその確認にとどまる立場との差異に加え、設計段階からの幅広い関与と、主に施工段階以降からの関与という、関与の質的・量的な差異も二者間の違いとして顕著なものと思われます。

F/S・D/D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC/NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容如何？また、その具体的理由如何？

- (1) 仮に常設の第三者機関を JBIC/NEXI に設置した場合、設計段階に戻れない状況での助言は実効性を欠くものと思われます。また、競争関係等への十分な配慮に鑑みれば、入札期間等に影響を及ぼすような、長期の審査や助言も同様です。
- (2) 従って、JBIC/NEXI としては、常設の第三者機関を設ける必要性はないと考えております。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチでは、環境社会配慮審査会等の常設の第三者機関に類する規定は

ありません。

- (2) 今回調査を行った他 ECA においても、常設の第三者機関による助言を審査プロセスに組み入れている機関はないと理解しております。

16. 原子力関連案件における第三者機関の設置

現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固有かつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 現行ガイドラインは、プロジェクト個々の必要性に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求めることを規定しています。
- (2) 上記(1)対応は、原子力関連の具体的案件を含む全セクターを念頭に置いての規定であり、特定セクターのみ固有且つ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性はないと考えています。

17. 非自発的住民移転に係る再取得価格による補償

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。
- (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載していません。
- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る事前の補償

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 17 に同じ）

- (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。
- (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載していません。

- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る移転・補償合意文書

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 17 に同じ)

- (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。
- (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます
他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？
- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載していません。
- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る住民移転計画

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。
- (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます
他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？
- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載していません。
- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る情報公開と協議

情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？

(検討ポイント 10 に同じ)

- (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、当該国国民に公開する責任を有します。

(2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。

(3) 上記(1)(2)の何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきであることは論を待ちません。

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的な理由如何？

(検討ポイント 17 に同じ)

(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。

(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

(1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。

(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る苦情処理メカニズム

参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的な理由如何？

(検討ポイント 17 に同じ)

(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。

(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

(1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。

(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

17. 非自発的住民移転に係る社会的弱者に対する特別な配慮

現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的な理由如何？

(検討ポイント 17 に同じ)

- (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。
- (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます
他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？
- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載していません。
- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

18 . 先住民族

国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、未批准の条約は、当該国国内法の規定が優先され、当該国への履行要求の実効性根拠とは成り難いものと考えております。
- (2) 他方、当該国際法の拘束力の強さ、また、当該条約の批准国数が、ガイドラインの適用対象とすることの唯一無二の判断根拠とも言い難いものと思われま。
- (3) 従って、国際的な宣言や条約については、ガイドラインの適用対象とするか否かの判断は個々の判断ではあるものの、一義的には、当該国法令等を踏まえつつ、参照という形でのより広い環境社会配慮確認に努めるべき内容と考えます。

当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われま。
- (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に拘束されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます。
他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？
- (1) コモンアプローチでは、本項目を含め先住民族に関する個々の具体的な規定はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。
- (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。

1.9. 労働状況

参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI がガイドラインで規定することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 必要性は一義的にはありませんが、個別の必要性を確認する場合もあり得ると思います。また、個々のプロジェクトにおいては、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。
- (2) 参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間で明示的に認知されている基準等についても、基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。
- (3) 明示的ではなくとも参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では多数存在するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。

2.0. 原子力関連案件における求められる要件

現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 原子力以外のセクターであっても、夫々に配慮すべき固有の事故防止対策や廃棄物対策が存在し、それらは多種多様です。このため、JBIC / NEXI ガイドラインは、特定のセクターに限定することなくセクター横断的なものとして規定しています。
- (2) また、JBIC / NEXI は、プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける特段の必要性・実効性はないものと考えております。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定はありません。
- (2) 今回調査を行った他 ECA においても、米輸銀を除き、具体的な規定はないと理解しております。

2.1. 原子力関連案件における協議と情報公開

現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること（を確認する。）」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 原子力関連プロジェクトに限らず、必要な情報公開やステークホルダーとの協議はプロジェクト実施主体者が現地国の法令等に則して実施すべきものと考えており、JBIC / NEXI の環境レビューでは、情報公開やステークホルダーとの十分な協議を経て、個々のプロジェクト内容に反映されていることを確認しています。
- (2) 上記(1)の対応は原子力セクター含む各セクター共通のものであり、特定セクターにのみ、固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性はないものと考えます。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定は存しません。
- (2) 今回調査を行った他 ECA においても、原子力案件固有の情報公開に関する規定は、米輸銀も含めないと理解しております。

2.2 . 地域住民等との協議

当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 18 に同じ)

- (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われま
- (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に規定されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます。

2.3 . 社会的合意の形成

当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？

(検討ポイント 18 に同じ)

- (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われま
- (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に規定されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます

2.4 . 原子力関連案件のセクター例示

コモンアプローチが明示した内容 (含む改定結果) につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由如何？

- (1) 現行ガイドラインに例示されているセクターは、コモンアプローチに例示されているセクターのうち、現行ガイドライン制定時における融資や保険付保の蓋然性を勘案しつつ、限定列挙したものです。
- (2) 今般の見直しに際して、現時点のまた近い将来における融資や保険付保の蓋然性を踏まえ、現行例示内容について、検討していくべきものと認識しています。

2.5 . 異議申立期間

異議申立期間が商業上の秘密の当る具体的な理由如何？

- (1) 異議申立期間について、JBIC「異議申立手続要綱」第 3 条第 3 項は「融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間」、NEXI「異議申立手続等について」第 5

条第 1 項は「保険契約締結以後から資金等供給が終了するまでの期間」と規定しています。

- (2) JBIC 融資契約および NEXI 保険契約上、上記「貸出が終了するまでの期間」および「資金等供給が終了するまでの期間」が商業上の秘密に該当します。
- (3) なお、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前および貸出終了後の異議申立に関する対応も定めています。
- (4) もっとも、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」にも記載しているとおり、異議申立に先駆けて、まずはプロジェクト実施主体者との対話・協議や、JBIC/NEXI の融資・付担当部署との対話・協議を通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。

他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？

- (1) コモンアプローチには、異議申立制度に関し、具体的な規定はありません。
- (2) 今回調査を行った他 ECA においても、異議申立制度に関する具体的な規定はありません。

2.6 . 案件発掘、形成調査、及び輸入・投資事業化等促進調査結果の公開

商業上の守秘義務との関係における当該調査の性格如何？

- (1) 当該調査は、潜在的なプロジェクト実施主体に対し、将来のプロジェクト・フィージビリティ判断のための内部資料用として提出する性格のものであり、実際上も先方との間では非公開を前提にしております。
- (2) 従って、ビジネス上の秘匿性が極めて高いものであり、情報公開原則との関係でも公開にはなじまないものであります

以 上